

1. 日本在住の方

一般財団法人台湾協会 会員規則

- 第 1 条 本協会の会員は、本協会の趣旨に賛同する法人及び団体、または個人とする。
- 第 2 条 会員は、法人会員、特別会員及び一般会員の三種類とする。
- 第 3 条 会員になろうとするものは、所定の入会申込書を提出し、理事長の承認を得て、会費を払い込むものとする。
- 第 4 条 会員は、日本または台湾に在住するものとする。
- 第 5 条 会員は、政治、経済、または宗教活動を、本協会内において行ってはならない。ただし、理事会が認めた場合は、この限りではない。
- 第 6 条 会員には、次の特典がある。
1. 台湾協会報の配布を受けること
 2. 台湾協会報等を利用しての会員相互連絡等
 3. 本会が主催する行事への優先参加（台湾の会、講演会、慰靈祭等）
 4. 本会が所蔵する図書資料の閲覧
 5. 本会が管理する施設の利用
 6. 慶弔見舞金規程にもとづく祝い金、香料等の受理
 7. その他本会において適当と認めた事項
- 第 7 条 会費は、法人にあっては年額一口 2 万円以上、特別会員は 1 万円、一般会員は 3 千円とする。なお、会費には「台湾協会報」の購読料が含まれる。
- 第 8 条 会員は、次の事由によりその資格を失う。
- 死亡、退会、除名
- 第 9 条 会員が退会しようとするときは、理事長に届け出るものとする。
- 第 10 条 会員が本協会の秩序を乱し、または体面を毀損する行為のあるときは、代表理事及び業務執行理事の判断をもって、除名することが出来る。
- 2 6ヶ月以上会費の払い込みをなさないときは、退会したものとみなす。
- 第 11 条 既納の会費は、如何なる場合も返還を求めることができないものとする。
- 第 12 条 会員は、理事会の承認なしに、本協会内において会派等を結成してはならない。

附則

この規則は、一般法人の設立の登記の日（平成 24 年 4 月 1 日）から施行する。

平成 25 年 6 月 19 日改定

平成 26 年 7 月 25 日改定

令和 4 年 9 月 3 日改定

2. 台湾在住の方

一般財団法人台湾協会 会員規則

- 第 1 条 本協会の会員は、本協会の趣旨に賛同する法人及び団体、または個人とする。
- 第 2 条 会員は、法人会員、特別会員及び一般会員の三種類とする。
- 第 3 条 会員になろうとするものは、所定の入会申込書を提出し、理事長の承認を得て、会費を払い込むものとする。
- 第 4 条 会員は、日本または台湾に在住するものとする。
- 第 5 条 会員は、政治、経済、または宗教活動を、本協会内において行ってはならない。
ただし、理事会が認めた場合は、この限りではない。
- 第 6 条 会員には、次の特典がある。
- 8. 台湾協会報の配布を受けること
 - 9. 台湾協会報等を利用しての会員相互連絡等
 - 10. 本会が主催する行事への優先参加（台湾の会、講演会、慰靈祭等）
 - 11. 本会が所蔵する図書資料の閲覧
 - 12. 本会が管理する施設の利用
 - 13. 慶弔見舞金規程にもとづく祝い金、香料等の受理
 - 14. その他本会において適当と認めた事項
- 第 7 条 会費は、法人にあっては年額一口 7 千台湾元以上、台湾在住の特別会員は 3 千 5 百
台湾元、台湾在住の一般会員は 1 千台湾元とする。
② 漢字で記入し、一般財團法人台灣協會 清水 一也「日商瑞穂銀行台北分行 帳號 001-001-0052411-5」へ振込むものとし、振込手数料は台湾協会の負担とする。
- 第 8 条 会員は、次の事由によりその資格を失う。
死亡、退会、除名
- 第 9 条 会員が退会しようとするときは、理事長に届け出るものとする。
- 第 10 条 会員が本協会の秩序を乱し、または体面を毀損する行為のあるときは、
理事会の
議決をもって、除名することが出来る。
② 6ヶ月以上会費の払い込みをなさないときは、退会したものとみなす。
- 第 11 条 既納の会費は、如何なる場合も返還を求めることができないものとする。
- 第 12 条 会員は、理事会の承認なしに、本協会内において会派等を結成しては

ならない。

附則

この規則は、一般法人の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。

改定 令和 4年9月3日